

第50回
岐阜県国土利用計画審議会
議事録

日時：平成28年9月16日（金）10:30～12:00

場所：議会東棟 第3面会室

【事務局】

今日は、岐阜県国土利用計画審議会のご案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中ご出席賜り、ありがとうございます。

ただいまから、第50回岐阜県国土利用計画審議会を開催いたします。

開会に当たりまして、酒向都市建築部長からご挨拶申し上げます。

【都市建築部長】

(あいさつ)

【事務局】

それでは、議事に入る前に本日の審議会には15名中10名と半数以上の委員にご出席いただいておりますので、審議会条例第5条第3項による定足数に達しております。よって、本審議会は成立していることをご報告いたします。

続きまして、議長については、審議会条例第5条第2項の規定によりまして、会長が議長となるとされておりますので、議事進行につきましては、会長にお願いします。

それでは、大野会長、よろしくお願いいたします。

【大野会長（議長）】

ただいま、事務局から説明のありましたように、私が議事の進行を務めさせていただきますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

まず、初めに、運営規程において、審議会の議事録について、会長及び会長が指名した委員2人が署名することになっております。

会長が指名する委員として、小林委員と畑佐委員にお願いしたいのでよろしくお願いいたします。

つづきまして、「国土利用計画—岐阜県計画—第五次素案について」、事務局から説明願います。

【事務局】

(国土利用計画（岐阜県計画）—第五次—素案 について説明)

説明は以上です。

【大野会長】

事務局から国土利用計画（岐阜県計画）の素案について説明がありました。

内容についてご意見、ご質問がありましたら、お聞きしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

【川合委員】

中心市街地の中では空き家や空き地がずいぶん多くなっていますね。どう対処していくのが良いのだろうか、もしそれを市民が借り受けることが可能ならば、お花を植えたり野菜を作ったりしたいものです。水辺に関しても、市民の手がもっと加わっていけば、観光としても良いし、癒されもするでしょう。

【事務局】

川合委員からは2月の審議会でもご意見をいただいたところだと思いますが、この部分については素案（資料2）の6ページ31行目から32行目にかけて、「市街化区域内の農地については良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間の確保の観点からも計画的な保全と利用を図るとともに、市民農園としての活用を通じて市民交流の場の提供を進めます。」と記述させていただいています。必要に応じて表現を変えることも検討します。

空き地をどう使うかということについては、土地利用の観点からどこまで踏み込むかということではありますが、空き家バンクの活用や危ない空き家については除却等の処分をするなど、全国計画でも述べていることではありますが、本計画でも盛り込んでいるところであります。

【大野会長】

具体的に実行していくのは、部署が違うかもしれませんが、難しいとは思いますが、この計画にのっとった実施がスムーズに進むようなものにしていただけるといいと思います。

【事務局】

空き家対策については、私どもの部で所管しております。移住定住や市民の交流の場に活用するとか、危ないものについては取り壊しをし、支援もさせていただくようなことも念頭に置いて、各種施策や計画をしておりますので、それらもこの計画にのっとったうえで対策をとっていきたいと考えています。

【豊田委員】

全国計画でも同様ですが、住宅地の面積について、平成37年には増やさないという目標数値を出しています。コンパクトシティーや都市部にはマンションがいっぱいできるので、住宅地面積は増えないでしょうし、空き家も増えてくるとなると、住宅地の面積はこのまま維持されるということはわかるのですが、目標としては減らすぐらいの数値を出さないと、今の状態ではどんどん増えていってしまいます。

全国計画では目標数値が据え置きとなっても、実際は減らすぐらいの数値目標を掲げないと、立地適正化計画やコンパクトシティーという話は、おそらく合わないんじゃないかと思います。防災に使ったり、その他の宅地事業にしていこうというのはわかりますが、目標そのものを減らさないと今の計画に合わないんじゃないかと思います。

【事務局】

そこは確かに大変重要な問題で、内容を考えた時に本当にこれでいいのかというところだと思います。

一方で、そういったときに今宅地になっているところをどうするのかという議論をしつかりとやっていかなければならないところもございます。国もそういうことがあって、数値を現状維持としているのではないかと思います。その辺も含めて考えたいという目標値かと思います。

【大野会長】

農地がどんどん宅地化しています。農家でも、かつての農地にお子さんが家を建て、また別のところにお孫さんが家を建てて、農地と宅地がモザイク状になっているところがあります。そういうところは、計画的になっているのかどうかというところは疑問ですね。

【岡崎委員】

国土利用計画は土地利用についての上位計画であり、その中に都市計画や、農業振興法などの個別法があるわけですが、今のお話の中で、将来人口がどんどん減って一億を割っていく状況の中で、宅地の面積は減らしていいのではないかというのは当然わかるのですが、池田町や町村の立場で言うと、農地について後継者がいない。担い手の集約をするということが書いてあるが、担い手自身も高齢化しており、5年先にはやっていけない状態が出てきています。土地についても耕作放棄地や放任地が出てきて、これ以上はやっていけないから、転用していく、売買される、分譲されていく。そういったところの農地がつぶれていくのが実態なんですね。優良農地を残すと言っていますが、農家の事情を聴くとそうも言っていられない。そうかといって、町としては人口を増やさなくてはいけないのですから、空き地を使いなさいというわけにいかないの、そういうところは転用している状況です。空き家についても非常に難しい状況が出てきているわけです。

素案では、開発は積極的に、農地は保全するといった具合に、逆の文言が出ています。そこでですが、将来の平成37年の目標数値を見てみますと、農地は12km²減っていて、道路は19km²増えているんですね。これは道路整備をやっている関係で増えてくると思います。

私が一番お願いしているのは、東海環状の西回りが少しずつできていて、2020年、あるいはもう少し先になるかもわかりませんが、開通したら、企業誘致を積極的に展開したいということです。企業誘致をしようと思っっているいろいろな計画をお願いしているのですが、農地を守るため、開発、企業誘致のための農地転用が非常に難しくなっております。

本計画では、工業用地面積を4km²増やすということになっており、地区別の農地の減少面積を見ると、岐阜は3km²、西濃は1km²、中濃は4km²、東濃は2km²、飛騨は2km²となっています。これは何かの積み上げで出てきた数字でしょうか。西濃は5km²ぐらい減ってもいいかと思うのですが。農地の面積が下がらないことには、工業用地は増やせないと思います。

池田町もお願いしていますし、大野町、垂井町、大垣市も含めて転用は難しいときている。東海環状の開通と合わせて、町村としては企業誘致で税収対策、雇用の場を確保していかなくては、人口が増加に向かっていきません。

国土利用計画で認めていただいたら、各部署である程度統一していただいて、知事も積極的に企業展開をやっていくという方針を示しておられますので、そういった関係でよりすぐれた方向を出していただけるといいと思います。

数字の積み上げは、担当課にやってもらったのですか。

【事務局】

工業用地面積については、企業誘致課が想定している工業団地面積の積算が基になっています。

農地面積については、県全体ではどう動くかシミュレーションしたのですが、地域別の数値の根拠となる資料は持っておりません。

【川合委員】

地域別で、特色ある工業誘致を推進しようとする場合、濃尾平野の岐阜県は大変水に恵まれています。ただし、どこでも良質な地下水に恵まれているわけではありませんので、地域選定を検討したいものです。逆に水利用の必要でない企業にとっては、東濃地域での耐震性を重視するというのも特徴かと思えます。全国的、国際的に水収支を見ますと、こんな素晴らしいところはなかなかないので、強調してアピールしてほしいと思います。

水が豊富ですとお米も作りやすいので、農地転用が難しいかもしれませんが、工業化とのバランスで社会経済ニーズを考えていきたいものです。

【事務局】

この計画の中で、企業誘致の性格というのをどこまで書くかということはあるのですが、地域の特性を表現するという事は考えてみたいと思います。地域の特性の中には、水資源もありますので。

一方、農政側の立場からすると、水が豊富であれば優良農地となるので、その辺りは調整する必要があると思います。

【事務局】

先ほど岡崎委員のおっしゃった工業用地の確保につきましては、知事も300haという具体的な数値を述べており、そういったことも踏まえて今回の計画は策定をさせていただいているつもりでおります。本計画が成案ということになれば、全庁同じ方向を向いた取組になってくると思いますので、各部局それぞれの個別法とも連携しながら取り組んでいくことになろうと思っております。

【岡崎委員】

今般の町村長会において、企業誘致面積の確保、農地転用についても重要項目として要望を出します。実際、企業関係からは、もう2年3年で操業を開始したいという話が来ておりまして、もう待たない状態ですので、スピード感をもってやっていきたいと思えます。

【関委員】

工業用地面積の過去の推移ですが、平成19年で40km²となっていたのが34km²、35km²に落ちてきて、今回の目標では39km²に跳ね上がるということになるんですね。企業誘致を強力に行うということですが、企業誘致の話は前から出ていたと思うのです。人口は右肩下がりといいながら、工業用地だけ目標数値が跳ね上がるというのは現実的な話なのか、どうしてこういうことになったのでしょうか。

私は中小企業団体中央会を代表して来ていますが、中央会の団体や企業での話をいいますと、今、人の確保が一番の問題となっています。人口も減少傾向の中で、工業団地のニーズというのは企業誘致のために必要だという旗柱になるのでしょうか、これは現実味のある話なのでしょうか。

【事務局】

工業用地面積の推移において、平成21年以降に減っているのは、個別のことまでは全て

把握しておりません。企業誘致を積極的に進めているところではありますが、その一方で出ていく企業もあり、平成 21 年、22 年の頃は、いわゆるリーマンショックの中、企業が県外に出て行ってしまったことで、このような数字になったのではないかと考えております。

一方で、今後どうなるかといいますと、企業誘致課で、これだけの企業を呼び込もうということを県としても検討している中で、面積的にも必要なのではないかとということで、4km²という数字が出てきたので、現実的に考えられる範囲であると考えます。

【関委員】

我々製造業の現場の話をしていきますと、人手不足を埋めるために外国人を雇用しています。日本の人口は減っていながら、工場では外国人が増えてきているという現象が長い間起きているわけです。そういう状況であっても、工業用地を行政として拡張していくというのは、運営上うまく歯車が合う話なのかどうかと、私は思います。

本当ならば、企業の活力があって、東京や大阪、その他のところから日本人が岐阜へ来て働きたいと思うようになって、人口も増えて宅地も必要になり、工業用地も必要だといえば、上手に歯車が回る話に聞こえるんですけども、ある企業では、外国人が労働者の 8 割というところもあるわけです。そういう企業を増やすために工業用地を県が用意するのは、歯車がまっている話なのかどうかを考えると、これは弱ったことだなあと思うのですが、どうでしょうか。

【岡崎委員】

それは全体的な矛盾だと思います。実際には企業誘致をすといいいながら、労働力の関係でいうとなかなか来手がない。かといって人口を増やそうとして、若い人たちの話を聞くと、住みたいけれども働く場所がないからどうしても都会へ行かなきゃならないと言うのです。あるいは池田町へ帰ってきたいと思っても、働く場所がないから帰って来られないと言うのです。

西濃だけのことをいいますと、東海環状ができて何とか見通しが出たところですが、優良農地ばかりです。だから 300ha、400ha の用地確保といってもなかなか難しいところです。今、東北の震災、熊本の地震を踏まえて、西濃地域の北のほうは地盤が非常に固いということで、県の企業誘致課からも相当照会があることも事実ですし、企業のほうも見込みを立てているのが実態ですので、その点も踏まえて何とかしなくてはならないというところへきているわけです。

東濃については、今まで塩漬けだった土地がトヨタ関連で一気に埋まったのですが、あちらの状況とは少し違う状況が出てきているのが実態です。実際に企業が来たとして、その町で 20 人、30 人労働者を確保するのは非常に難しいです。先程言われたように、外国人に頼っているわけです。池田町では、外国人労働者 290 人のうち中国人は 150 人います。人口減少で構造が大きく変わってきておりますので、ギャップを感じながらも、やらなくてははいけません。

【関委員】

そういうジレンマというのは日本国そのものが抱えている問題でもありますので、県でどうこうできるわけではないのですけども、国土利用計画を作る中で、それを感じると思

うのです。それをわかっていながら、それでもなおかつこういう計画書を作らなければならないというのは大きな矛盾を感じるわけですね。

【事務局】

おっしゃる通り、ジレンマというのではありません、仕事がないと人は張り付かないということもあります。会社ができたからといってすぐに人が来るかということも必ずしも一致しないという中で、とはいいいながらも、こういう機会の確保のためには企業側に進出してもらわなければならないということで、県も市町村も頑張っているところです。

また、県では多文化共生に向けての取組も進めております。

【畑佐委員】

計画なので具体的なことではないとは思いますが、ただ先ほどの話にもありましたように、大まかなところで話をしていると実態がついていかないのが現実だと思います。

山の問題や農地の問題もあるのですが、野生鳥獣被害の深刻化などいろいろ出ています。田舎へ行くと、柵が張り巡らせてあり、「美しくゆとりある県土利用」とは思えません。こういうところは、例えば、山でもない農地でもない、真ん中にいわゆる「新山林」というか「里山計画」というか、そういうものに指定して、ある程度やっていかないと。あのフェンスがあっては、とても美しい町にはならないし、むしろ思い切ってあれは里山ということで広葉樹系の木を植えたりして推進していけば、きれいにもなるし、そうなれば町の人たちも集まってくる可能性もありますし、そういう具体的なものを盛り込まないといけないと思います。

もう一つ、空き家の利用ですが、空き家バンクなどは個別の対応です。

私は、各務原市在住なのですが、団地で跡継ぎがないようなところは、県で団地の再生計画の指定地域にしてしまっただけで、個別の転売等は禁止して、地方自治体でファンドを集めてでも買い上げて、団地の一部をコミュニケーションの事業地にしたり介護施設にすすめたりという色付けをするなど、新しいまちづくりをしていくという具体性のある国土利用計画を立てないといけないと思います。

この時点での話ではないとは思いますが、具体的なことを書かないと、やっていることと書いていることがずれていて、ただ書いただけに終わってしまうような気がします。せめて岐阜県で取り組んでいくのなら、ある程度新しい、里山計画とか新団地計画とかいうところまで落とし込んだ計画もしくは指針を書いて進めていただければ、より具体性があると思うのですが、いかがでしょうか。

【大野会長】

具体的なところはここでできるかどうかはわかりませんが、非常に大事なことです。具体的に動かすということが大事なので、この計画に基づいて、そのあとしっかりできるようにするというのでしょうか。

【事務局】

そういう意味では、この計画では問題意識のところをしっかり書いておくということなのかと思います。具体策については、さらに個別の施策のところを持っていくことになると思います。書き方については考えさせていただければと思います。

【山本委員】

この計画と市町村との関係ですが、最終的には施策を実施していくための必要な措置として書いてありますが、各市町村の協力がないと目標数値にならないと思います。

そこでお聞きしたいのですが、計画素案の中で地域ごとの目標数値が出してあるのですが、さらにこれらの数字を各市町村に割り当ててるものなのか、とりあえず5地域の大きな数字にとどめるのか、この計画と各市町村の施策にはどれぐらいの縛りがあるもので、どのように市町村は協力していくのか、その辺りはどうでしょうか。

【事務局】

これらの数値は目標値ですので、特に縛りがあるわけではありません。これらの数値よりも増えすぎたから、減りすぎたからどうというものでもなく、また、各市町村に割り当てることまでは考えておりません。県全体の目標数値を地域ごとにそれぞれの面積として勘案すると、こういう目安になるということでお示ししているものです。

【山本委員】

やはり縛れるものではありませんよね。目標なんだけど目安みたいなものですよ。こういう目標にしますよといったところで、各市町村の思いがあるので、そこは各市町村の意思にお任せするということですよ。

【事務局】

最後にはそういうことになるころではございます。結局今の計画自体は、今ある土地利用の実態なり今後の方針なりというところを積み上げていくと、だいたいこれぐらいの面積になるだろうということで作っております。各論になっていきますと、市町村の思いもありますので、そこまで縛りのある計画にはなっておりません。

【山本委員】

言葉遣いとしては目標と言わざるを得ないけど、逆に言うところなるだろうという予測ということですね。県によって何か指導が入るわけではないということですね。

【事務局】

そういった施策を積み上げていったときに、このぐらいの数値になるだろうという見通しでございます。

【豊田委員】

予測ではなくて、こう持っていくという計画ですよ。さっきの話ですけども、ここ数年は工業用地が減ってきているんですね。これは、愛知県に取られた部分も結構あると思いますが、これを戻すんですよ。人がいないのに工場を増やしてどうするんだという話が先程ありましたが、東海環状があるわけですから、ここはやはり他県に負けないように、工業用地を増やすということ自体は、まず努力目標とするんですよ。

ただ住宅地は、これ以上増えてしまうと面倒を見きれません。空き家も住宅用地のままにしているから空き家として残ってしまうわけですね。そこはきちっと解決して、宅地を

減らせといっているわけではなくて、住宅じゃない用途に転用していくということのある程度明確にして、外国人を呼んで来たらそこに人が増えるから、住宅が要するという理屈もあるかもしれないけれど、そこは工場を増やして住宅的な用地を抑えていくという方向で、都市再生法や地域再生法で、先程畑佐さんが言われたようなメニューはかなり用意されていますので、それを実行できるかどうかは民間と県と市町村が協力して、いかにそれらのメニューを作っていくかということになると思います。これはあくまでも目標だと思えます。

【山本委員】

各市町村は、これを踏まえて市町村独自の計画を立てるものなのですか。過去には、どれぐらいの市町村が計画を作っていますか。

【事務局】

制度上は、市町村も計画を立てることができるということになっています。したがって、県計画の改定を受けまして、個別の市町村において市町村計画を改定することはあります。義務ではございませんので、町によっていろんな判断があるところではございます。過去ですと、28市町村が市町村計画を策定済みです。

【岡崎委員】

だいたいの町村では作っています。農転であるとか宅地開発であるとか、いろいろやる場合は、国土利用計画ではどういう位置づけにあるか、都市計画法ではどういう用途であるのか、農業振興法では優良農地はどういった保全をされているか、整合性を問われますので、町村はそういった計画を持っていないとできません。

【山本委員】

計画を作っていない14市町村はどこですか。市で作っていないところがありますか。

【事務局】

岐阜地域ですと各務原市、山口市、瑞穂市、西濃地域では大垣市、中濃地域では郡上市、飛騨だと下呂市、飛騨市です。東濃はすべての市で策定しています。

【関委員】

高山市は作っているということですか。私は、高山市の国土利用計画の審議委員もやっていますが、県の計画が変わったから市の計画を改定するという話は聞いたことがありません。

【事務局】

国でも県でも、一度、国土利用計画を策定すれば、策定済みに分類されます。

県では、現行計画の目標年次を平成29年としており、平成29年度までに新たに計画を作れば、計画が継続されるわけですが、目標年次を経過しても新たに計画を作らない場合は、その計画が改定されないまま継続されているということになります。

【関委員】

ということは、計画期間は県や市町村の足並みがそろっているというわけではないのですね。

【事務局】

国土利用計画法では、市町村計画は国や県の計画を基本とするということになっていますが、計画の時期まですべて合わせなければならないというわけではなく、考え方を調整したうえで策定していくことになっています。

【小林委員】

今後、高齢化が進むわけですね。今後は、高齢化を抜きにした都市計画や地域計画はできないので、介護とか医療とか、地域包括ケアといった地域の中で高齢者を支えるさまざまなサービス網が存在することを前提とした地域づくりが必要でしょう。コンパクトシティといいますか、地域のコア的な部分に包括的なケアシステムがあって、そこに医療、住まい、介護、福祉、同時に、そこに若者や中年の就労の場としての医療福祉介護といったものが形成されているという話です。モノづくりにしても商業活動にしても、そういったインフラが整っていないとなかなか進まないと思います。

そういった点では、コンパクトシティの中心的部分にサービス網をちゃんと入れるということが、今後の都市計画や地域計画の中心になっていかざるを得ないと思います。各地域にそういった計画がちゃんと実行されていないと、今後、若者が帰ってきて就労するというのは難しいと思います。国の調査によると、就労者がいちばん増えている分野は介護なんですね。そういった人たちが安心して働ける環境を作る、そうすると、高齢者もその家族も安心して暮らしていけるわけですから、様々な商業や生産活動も思う存分できます。そういった仕組みが長期的に見て、あと20年ぐらいのスパンでどうしても必要じゃないかと思いますので、そうした取組も計画の中に取り込んでいただけたらと思います。

【大野会長】

そういった点も本計画に盛り込んではあるのですが、より明確になるよう検討してください。

【事務局】

コンパクトシティに関しては、本計画に入れてございますけども、介護についてのご意見がございましたので、コンパクトシティとしての都市機能の集積の意義の中で、どういった形で書けるかということを検討していきたいと思います。

【小林委員】

住宅の項目でも、高齢者用の住宅など介護の様々な発想点が必要になると思います。そういったものを入れ込んでいくとそれ自体が産業発展につながるわけです。企業誘致では、製造業を呼ぶというのが一般的なイメージですけども、人々がUターンあるいはIターンして帰ってくるというのは製造業だけでなくサービス業があるからで、しかも今後増えていく医療・福祉・介護・リハビリといったものの集合体、そういうものの比重が高まるかと思います。デンマークでは、30年前から取り組んでいて、若者が逃げていかないシス

テムになっているわけですし、若者を惹きつけるサービス業、それらのインフラとなる部分を計画としても作っておかないと、なかなか説得力がないのではと思います。

【川合委員】

今のお話は、空洞化しつつある中心市街地をどういったメニューでシステム配置するかという課題にもつながると思います。

【小林委員】

岐阜駅前のシティータワー43や高島屋南地区の再開発、あそこは居住としての意味がありますけど、関連する人たちが働く場でもありますので、そういう意味でも高齢者一人いれば、それに関連するさまざまな医療介護福祉、さまざまな専門家が必要になります。その人たちがそこで生活すれば、いろんなものを買ったりしますので、そういった第三次産業の充実化など、そういうコンセプトでまちづくりを今後考えていったほうが良いと思います。

なおかつEPA（経済連携協定）で、いろんな外国人労働者が来る可能性があります。そういったときに、高齢化をある意味利用してまちづくりをすることです。そこで安心して老いていければ、みんな両手がフリーになって、それぞれの特性を活かした仕事ができるわけで、その特性を活かした仕事はその地域で何であるかを考えて、若者を呼び込む力がその地域にあるかどうかということになっていくのかなと、私は考えております。

【大野会長】

「地域の活力が創出される県土利用」というのが、三本柱の一つになっていますけども、それが企業の誘致や産業の誘致だけに偏らず、サービス業というのをしっかり活性化していくというのも、一つの地域づくりになります。

【小林委員】

なくてはならない基本的なインフラなので、それがいかに魅力的で効率的で、それこそ観光資源としても有用であるぐらいの水準なのか、そこが今の日本が問われているところではないかと私は考えております。

【事務局】

まさに土地利用の中でも重要な観点だと思っておりますので、そういったことも含めて検討させていただければと思います。

【度会委員】

この計画が他の制度や計画とどのように関連していくのかということがわかるような表みたいのがあれば、もしくは作っていただけるといいのですが。

例えば、里山でいえば、「100年の森林づくり計画」がありますし、人口減少や少子化などいろんなところとつながっているわけですし、それらの計画とどのように関わっていくのかが見えてくればと思います。

【事務局】

それぞれの施策ごとに計画があり、本計画は国土利用を切り口としているところですが、県全体では、最近であれば地方創生など、いろいろな形で計画を作成しております。

他の制度・計画との関連表については、次回までに整理してご用意したいと思います。

【度会委員】

今、田畑でソーラーパネルがどんどん置かれて、風景が一変しているのですが、土地利用として、あれはどういった扱いになるのでしょうか。

【事務局】

大規模なものと、「その他」の土地利用になりますが、小規模の場合は、例えば田畑に置いた場合はそのまま「農地」としての扱いになっていると思います。

また、一方では新エネルギー施策といいながら、その一方では景観とか排水などのいろいろな問題が出始めております。本計画では「周辺環境と調和した」というようなさらっとした記述をさせていただいておりますけども、私どもとしても問題意識は持っております、各部局と連携して何らかの取組が今後必要になってくるかと思っておりますので、それはまた進めていきたいと思っております。

【宇佐美委員】

この国土利用計画ですけれども、この後は市町村に下りるわけですね。それで計画を作っていない市町村もあるわけです。県としてはこういう計画ですけれども、各市町村で事情が違いますし、私は大野町に住んでいるのですが、その小さな町の中に、工業用地とするところ、優良農地として残しておきたいところ、住みやすいように住宅地として、また鳥獣被害のあるところもありますし、一つの市町村でこうせよという形ではないというわけですよ。どの市町村も、市町村の中でエリアを決めて、こうしたい、ああしたい、と考える中で、人口減少の中でできるだけ外へ人が出ていかないように、みなさんが後々生活することができるようにと、それぞれの市町村で考えているわけですから、県計画ができたときには、できるだけ市町村に下ろしていただいて、計画を作っていない市町村には、できるだけ作成するようお願いしていただけたらなと思います。

【事務局】

市町村に対しては、この計画の内容についてもまず協議して意見をお聞きするわけですし、市町村とも連携させていただき、策定作業中もしっかり議論させていただきますけれども、計画が出来上がった後でもコミュニケーションを取ってしっかりやっていきたいと思っております。

【大野会長】

まだいろいろご質問があるかと思いますが、たくさん資料ですので、また後でお読みになって、疑問点というようなことがありましたら、事務局へ連絡を入れていただければいいと思います。

本日はこれで終わりにしたいと思います。ご協力ありがとうございました。